

除染特別地域における計画に基づく除染の進捗状況（平成27年5月31日時点）

平成27年6月19日

	田村市		檜葉町		川内村		飯舘村		川俣町		葛尾村	
	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量
	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量
		対象数量		対象数量		対象数量		対象数量		対象数量		対象数量
宅地	100	約140	100	約2,500	100	約160	99	約2,000	100	約360	100	約460
	100	約140	100	約2,500	100	約160	100	約2,000	100	約360	100	約460
		約140 ^{※1}		約2,500 ^{※1}		約160 ^{※1}		約2,000 ^{※1}		約360 ^{※1}		約460 ^{※1}
農地	100	約140ha	100	約810ha	100	約130ha	35	約580ha	25	約180ha	74	約330ha
	100	約140ha	100	約810ha	100	約130ha	100	約1,700ha	100	約730ha	100	約450ha
		約140ha		約810ha		約130ha		約1,700ha		約730ha		約450ha
森林	100	約190ha	100	約450ha	100	約200ha	44	約550ha	64	約330ha	99.9	約620ha
	100	約190ha	100	約450ha	100	約200ha	100	約1,200ha	100	約510ha	100	約620ha
		約190ha		約450ha		約200ha		約1,200ha		約510ha		約620ha
道路	100	約29ha	100	約170ha	100	約38ha	27	約63ha	4	約4.9ha	35	約41ha
	100	約29ha	100	約170ha	100	約38ha	100	約240ha	100	約110ha	100	約120ha
		約29ha		約170ha		約38ha		約240ha		約110ha		約120ha

	大熊町		南相馬市		富岡町		浪江町		双葉町	
	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量	実施率 (%)	実施数量
	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量	発注率 (%)	発注数量
		対象数量		対象数量		対象数量		対象数量		対象数量
宅地	100	約180	14	約710	36	約2,300	14	約810	—	—
	100	約180	99.9	約5,200	100	約6,300	48	約2,900	100	約91
		約180 ^{※1}		約5,200 ^{※1}		約6,300 ^{※1}		約5,900 ^{※2}		約91 ^{※1}
農地	100	約170ha	12	約380ha	6	約41ha	14	約260ha	—	—
	100	約170ha	65	約2,000ha	100	約670ha	35	約660ha	100	約120ha
		約170ha		約3,100ha		約670ha		約1,900ha		約120ha
森林	100	約160ha	44	約510ha	71	約380ha	26	約99ha	—	—
	100	約160ha	79	約910ha	100	約530ha	43	約160ha	100	約16ha
		約160ha		約1,200ha		約530ha		約380ha		約16ha
道路	100	約31ha	6	約18ha	70	約110ha	22	約46ha	—	—
	100	約31ha	65	約210ha	100	約150ha	46	約94ha	100	約15ha
		約31ha		約320ha		約150ha		約210ha		約15ha

- ・実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等の割合。
- ・発注率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、契約済の面積等の割合。
- ・実施数量、発注数量、対象数量は、それぞれ実数を上2桁に四捨五入した値であり、実施率および発注率は四捨五入する前の値をもとに算出している。
- ・除染対象地域の面積・発注面積・除染行為が終了した面積とも、今後の精査によって変わりうる。
- ・田村市、檜葉町、川内村、大熊町、葛尾村（宅地）、川俣町（宅地）及び飯舘村（宅地）について、未同意の方等は対象数量から除いているが、同意を頂いた場合等は除染を実施予定。
- ・各市町村の「農地」「森林」「道路」における単位は全て面積（ha）であるが、「宅地」については市町村ごとに定義が異なる（各市町村における宅地（建物）の単位）
- ・※1【田村市、檜葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村、大熊町、南相馬市、富岡町、双葉町】除染対象の宅地の件数
- ・※2【浪江町】除染対象の宅地における関係人の数
- ・進捗状況には原則として帰還困難区域は含まない。